

職員の処分について

本日、次のとおり2件の懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

1 職員のストーカー行為

- (1) 職 員 経済観光文化局 係長 (40代)
- (2) 処分の内容 減給 (1/10) 6月
- (3) 処 分 事 由

当該職員は、かねてから好意を寄せていた女性に対して、約10年前から、当該女性の勤務先と思われるビル付近まで徒歩で後をつける等のつきまとい行為を繰り返していたとして、令和6年6月中旬から下旬頃にストーカー行為等の規制等に関する法律違反の容疑で検察に送致されたもの。

(4) 管理監督者の処分

- ① 処分の内容
課長級職員：厳重注意
- ② 処分事由
部下職員に対する指導監督が不十分であったもの。

2 職員のセクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント

- (1) 職 員 農林水産局 部長 (50代)
- (2) 処分の内容 停職6月
- (3) 処 分 事 由

当該職員は、令和5年12月から令和6年5月にかけて、部下職員に対し、異性として執着していると思わせる発言をし、又は行動をとるなどのセクシュアル・ハラスメントを行うほか、謂れのない長時間の叱責や面談と称して長時間拘束するなどのパワー・ハラスメントを行ったもの。

(4) 管理監督者の処分

- ① 処分の内容
局長級職員：文書訓戒
- ② 処分事由
部下職員に対する指導監督が不十分であったもの。

【問い合わせ先】

人事課長 吉村、人事第2係長 野口
電話：711-4121 (内線1351)